

令和4年 第4回

いなべ市議会 定例会 議案

令和４年第４回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
同意 第１７号	いなべ市教育委員会の委員の任命につき同意を求める ことについて	
議案 第４４号	いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について	
議案 第４５号	いなべ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正す る条例の制定について	
議案 第４６号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例 の制定について	
議案 第４７号	いなべ市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定 について	
議案 第４８号	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第４９号	いなべ市文化資料保存施設条例の一部を改正する条例 の制定について	
議案 第５０号	いなべ市下水道条例の一部を改正する条例の制定につ いて	
議案 第５１号	いなべ市道路線の認定について	
議案 第５２号	いなべ市道路線の変更について	

令和４年第４回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
議案 第５３号	いなべ市道路線の廃止について	
議案 第５４号	三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について	
議案 第５５号	三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について	
議案 第５６号	令和４年度いなべ市一般会計補正予算（第８号）	
議案 第５７号	令和４年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	
議案 第５８号	令和４年度いなべ市水道事業会計補正予算（第２号）	
議案 第５９号	令和４年度いなべ市下水道事業会計補正予算（第２号）	
	以下余白	

同意第 17 号

いなべ市教育委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

次の者をいなべ市教育委員会の委員としたいから、その任命について
議会の同意を求める。

令和 4 年 1 月 29 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市北勢町麻生田 3391 番地

氏 名 佐藤 貴志

生年月日 昭和 37 年 3 月 12 日

任 期 令和 5 年 1 月 30 日から令和 9 年 1 月 29 日まで

提案理由

委員 5 人のうち、佐藤貴志委員が令和 5 年 1 月 2 9 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を任命しようとするものである。教育委員会の委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 4 4 号

いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

令和 4 年の人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、国家公務員における一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されることに伴いこれに準じていなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(いなべ市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 いなべ市職員の給与に関する条例（平成15年いなべ市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300

18	153, 300	207, 700	230, 700	270, 500	307, 900
19	154, 500	208, 700	231, 600	271, 500	309, 500
20	155, 700	209, 700	232, 600	272, 300	311, 200
21	156, 800	210, 600	233, 200	273, 200	312, 200
22	158, 000	211, 700	234, 700	274, 100	313, 600
23	159, 200	212, 800	236, 000	275, 100	315, 000
24	160, 400	213, 700	237, 000	275, 900	316, 500
25	161, 500	214, 600	238, 300	276, 500	317, 600
26	163, 000	215, 500	239, 500	277, 300	319, 100
27	164, 500	216, 200	240, 800	278, 200	320, 500
28	166, 000	217, 100	242, 000	279, 100	321, 900
29	167, 400	217, 900	242, 800	280, 000	323, 500
30	168, 800	219, 100	244, 000	281, 100	324, 700
31	170, 300	220, 100	245, 200	282, 100	326, 000
32	171, 800	220, 900	246, 300	283, 100	327, 200
33	173, 100	221, 500	247, 400	283, 800	328, 300
34	174, 800	222, 500	248, 400	284, 700	329, 200
35	176, 500	223, 600	249, 500	285, 600	330, 300
36	178, 200	224, 700	250, 500	286, 700	331, 400
37	179, 900	225, 200	251, 600	287, 300	332, 500
38	181, 300	226, 300	252, 500	288, 200	333, 600
39	183, 000	227, 400	253, 500	289, 100	334, 600
40	184, 500	228, 400	254, 500	290, 000	335, 600
41	185, 800	229, 200	255, 500	290, 600	336, 600
42	187, 200	230, 200	256, 700	291, 600	337, 600
43	188, 500	231, 200	257, 600	292, 600	338, 600
44	189, 900	232, 100	258, 900	293, 500	339, 600
45	191, 400	233, 000	259, 600	294, 200	340, 500
46	192, 700	233, 900	260, 600	295, 100	341, 500
47	194, 100	234, 700	261, 700	296, 000	342, 500

48	195, 500	235, 400	262, 600	296, 900	343, 500
49	196, 800	236, 300	263, 700	297, 600	344, 400
50	197, 900	237, 300	264, 700	298, 200	345, 300
51	199, 000	238, 300	265, 800	298, 900	346, 200
52	200, 200	239, 300	266, 500	299, 700	347, 000
53	201, 300	240, 300	267, 200	300, 300	347, 800
54	202, 400	241, 300	268, 000	301, 100	348, 600
55	203, 300	242, 000	269, 000	301, 800	349, 400
56	204, 400	242, 700	270, 000	302, 500	350, 100
57	205, 500	243, 500	270, 800	303, 200	350, 800
58	206, 400	244, 400	271, 800	303, 900	351, 600
59	207, 400	245, 300	272, 900	304, 700	352, 400
60	208, 400	246, 000	273, 900	305, 400	353, 100
61	209, 500	246, 800	274, 900	306, 000	353, 800
62	210, 400	247, 600	276, 000	306, 700	354, 500
63	211, 300	248, 500	276, 800	307, 400	355, 200
64	212, 200	249, 200	277, 900	308, 100	355, 900
65	212, 800	250, 000	278, 700	308, 600	356, 500
66	213, 600	250, 600	279, 500	309, 100	357, 000
67	214, 300	251, 300	280, 300	309, 700	357, 500
68	215, 000	251, 800	281, 100	310, 300	358, 000
69	215, 400	252, 500	281, 700	310, 900	358, 400
70	215, 800	253, 100	282, 500	311, 300	
71	216, 100	253, 500	283, 300	311, 800	
72	216, 400	253, 900	284, 000	312, 300	
73	216, 600	254, 100	284, 800	312, 600	
74	217, 000	254, 500	285, 500	313, 100	
75	217, 400	255, 000	286, 300	313, 600	
76	218, 000	255, 500	287, 100	314, 000	
77	218, 200	255, 800	287, 700	314, 200	

78	218, 700	256, 200	288, 200	314, 500
79	219, 100	256, 700	288, 700	314, 800
80	219, 500	257, 200	289, 100	315, 100
81	220, 000	257, 500	289, 500	315, 400
82	220, 300	257, 800	289, 900	315, 700
83	220, 600	258, 100	290, 400	316, 000
84	221, 000	258, 400	290, 900	316, 300
85	221, 500	258, 600	291, 300	316, 500
86	221, 900	258, 800	291, 900	316, 900
87	222, 300	259, 100	292, 500	317, 200
88	223, 000	259, 400	293, 100	317, 400
89	223, 400	259, 600	293, 400	317, 600
90	223, 900	259, 800	293, 900	317, 900
91	224, 400	260, 200	294, 400	318, 200
92	224, 800	260, 400	294, 800	318, 500
93	225, 100	260, 700	295, 200	318, 700
94	225, 500	261, 100	295, 700	319, 000
95	225, 900	261, 400	296, 200	319, 300
96	226, 200	261, 700	296, 700	319, 500
97	226, 500	261, 900	297, 000	319, 700
98	226, 900	262, 200	297, 400	320, 000
99	227, 300	262, 400	297, 900	320, 300
100	227, 700	262, 700	298, 400	320, 500
101	228, 100	263, 000	298, 800	320, 700
102	228, 500	263, 200	299, 200	
103	228, 900	263, 500	299, 500	
104	229, 300	263, 800	299, 800	
105	229, 700	264, 000	300, 100	
106	230, 200	264, 200	300, 500	
107	230, 500	264, 500	300, 900	

108	230, 900	264, 700	301, 300
109	231, 100	265, 000	301, 600
110	231, 500	265, 300	302, 000
111	232, 000	265, 600	302, 400
112	232, 400	265, 800	302, 700
113	232, 600	266, 000	302, 900
114	233, 100	266, 300	303, 200
115	233, 600	266, 500	303, 500
116	234, 100	266, 700	303, 700
117	234, 400	267, 000	303, 900
118	234, 800	267, 300	304, 200
119	235, 200	267, 600	304, 500
120	235, 600	267, 900	304, 700
121	236, 000	268, 100	304, 900
122		268, 300	305, 200
123		268, 600	305, 500
124		268, 900	305, 700
125		269, 100	305, 900
126		269, 300	306, 200
127		269, 600	306, 500
128		269, 900	306, 700
129		270, 100	306, 900
130		270, 300	307, 200
131		270, 600	307, 500
132		270, 900	307, 700
133		271, 100	307, 900
134		271, 300	
135		271, 600	
136		271, 900	
137		272, 100	

再 任 用 職 員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700
-----------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、技能労務に従事する職員で市長の定める者に適用する。

(いなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 いなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年いなべ市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

(いなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第3条 いなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成15年いなべ市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「100分の215」を「100分の225」に改める。

(いなべ市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 いなべ市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(いなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 いなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の162.5」を「100分の165」に改め、同項第2号中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(いなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第6条 いなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「100分の215」を「100分の220」に改め、同条第2号中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第6条までの規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（別表第2の改正規定に限る。）による改正後のいなべ市職員の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（別表第2の改正規定を除く。）による改正後のいなべ市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）、第2条の規定による改正後のいなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次条において「改正後の議員報酬条例」という。）及び第3条の規定による改正後のいなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例（次条において「改正後の

特別職給与条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のいなべ市職員の給与に関する条例、第2条の規定による改正前のいなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は第3条の規定による改正前のいなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定による給与等の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 4 5 号

いなべ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

いなべ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

国家公務員の定年の引上げ及びこれに伴う地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）が令和 3 年 6 月 1 1 日に公布され令和 5 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、いなべ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(いなべ市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 いなべ市職員の定年等に関する条例（平成15年いなべ市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に係る」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に係る」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に改め、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」

を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「引き続き存する」を「引き続きある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に改め、「存し」を削り、「その」を「当該」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各号の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

第6条を第14条とする。

第5条の次に次の2章及び章名を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

- (1) いなべ市職員の給与に関する条例(平成15年いなべ市条例第42号)第22条第1項及びいなべ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成15年いなべ市条例第136号)第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職
- (2) 前号に掲げる職に準ずる職として規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない

年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

- 第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及

び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢 60 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第 13 条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市がその組織に加わっている一部事務組合又は広域連合（以下「一部事務組合等」という。）の年齢 60 年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第 5 章 雑則

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 2 項を加える。

（定年に関する経過措置）

2 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 3 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65 年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする）とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（いなべ市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 2 条 いなべ市職員の給与に関する条例（平成 15 年いなべ市条例第 42 号）の一部

を次のように改正する。

第5条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 前各項の規定にかかわらず、60歳を超える職員は昇給させない。

第7条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条第2項を削る。

第14条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下」を「交通機関等（第1号及び次項において」に、「。以下」を「。第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第17条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第24条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条中「第11条」を「第5条第3項から第8項まで、第11条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

- 7 当分の間、職員の給料月額、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 9 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 5 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級及び同条第 3 項から第 6 項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。
- 8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) いなべ市職員の定年等に関する条例（平成 15 年いなべ市条例第 24 号）第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する異動期間（同項又は同条第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第 6 条に規定する管理監督職を占める職員
 - (3) いなべ市職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 9 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第 11 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 7 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第 7 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 5 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 5 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 7 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 9 項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に

は、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第9項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第24条第5項（第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料の額との合計額」とする。

14 附則第7項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

15 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1及び別表第2中「給料月額」を「基準給料月額」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（いなべ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第3条 いなべ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成15年いなべ市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の6第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） いなべ市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条中「の」を削る。

（いなべ市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 いなべ市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成15年いなべ市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下の期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年いなべ市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号並びに第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（いなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 いなべ市職員の育児休業等に関する条例（平成15年いなべ市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） いなべ市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

（3） いなべ市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第7条第1項の項を削り、同表第14条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」改める。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

（給与条例附則第7項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

6 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第7項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは「」に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（いなべ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第7条 いなべ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年いなべ市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

第24条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「、第9条」を削り、「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

(いなべ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 いなべ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年いなべ市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(いなべ市職員の再任用に関する条例の廃止)

第9条 いなべ市職員の再任用に関する条例（平成15年いなべ市条例第25条）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前のいなべ市職員の定年等に関する条例（以下この条から第8条までにおいて「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後のいなべ市職員の定年等に関する条例（以下この条から第10条までにおいて「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める

職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第 2 条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第 12 条の規定により採用された者のうち、令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第 13 条第 1 項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第 1 項若しくは第 2 項、次条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第 4 条 任命権者は、前条第 1 項の規定によるほか、一部事務組合等における前条第 1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、前条第 2 項の規定によるほか、一部事務組合等における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前 2 項の場合においては、前条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。
- 第 5 条 任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、附則

第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、一部事務組合等における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、一部事務組合等における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職及び年齢)

第 7 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第 3 条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職及び年齢)

第 8 条 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第 9 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第 3 条から第 6 条までの規定が適用される間における各年の 4 月 1 日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職員は、第 1 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（いなべ市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 第2条の規定による改正後のいなべ市職員の給与に関する条例（以下この条において「新条例」という。）附則第7項から第14項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。（暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。以下この条において同じ。）を除く。）以下この条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が、新条例第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新条例第7条の規定により当該暫定再任用の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 15 年いなべ市条例第 29 号）第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用であるものとした場合に適用される新条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新条例第 7 条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第 14 条第 2 項及び第 17 条第 3 項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして新条例第 24 条第 3 項の規定を適用する。
- 7 新条例第 27 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号及び第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項から第 4 項まで、附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員をいう。）」とする。
- 8 新条例第 5 条第 3 項から第 8 項まで、第 11 条及び第 13 条の規定は暫定再任用職員には適用しない。
- 9 附則第 4 項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は規則で定める。

（いなべ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 13 条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項から第 4 項まで、附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）に対する第 3 条の規定による改正後のいなべ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 2 項の適用については、同項第 1 号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用され

る職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）を除く。）とする。

（いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員をいう。）は、第5条の規定による改正後のいなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（いなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員をいう。）は、第6条の規定による改正後のいなべ市職員の育児休業等に関する条例第19条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条（第2号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（いなべ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員をいう。）は、第7条の規定による改正後のいなべ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第24条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

議案第 4 6 号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

市の督促手数料を廃止するため、その関係条例を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(いなべ市税条例の一部改正)

第1条 いなべ市税条例（平成15年いなべ市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

(いなべ市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第2条 いなべ市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例（平成15年いなべ市条例第52号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

いなべ市税外収入金に係る督促手続及び延滞金徴収条例

第1条中「督促手数料」を「督促手続」に改める。

第3条を削る。

第4条第1項中「第2条」を「前条」に改め、「及び督促手数料」を削り、同条を第3条とする。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附則第2項中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改める。

(いなべ市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 いなべ市農業集落排水処理施設条例（平成15年いなべ市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第12条中「及び督促手数料」及び「（平成15年いなべ市条例第129号）」を削る。

(いなべ市下水道条例の一部改正)

第4条 いなべ市下水道条例（平成15年いなべ市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第25条の9の見出し中「及び督促手数料」を削り、同条第2項を削る。

(いなべ市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第5条 いなべ市下水道事業受益者負担に関する条例（平成15年いなべ市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項を削る。

(いなべ市給水条例の一部改正)

第6条 いなべ市給水条例（平成15年いなべ市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項を削る。

(いなべ市介護保険条例の一部改正)

第7条 いなべ市介護保険条例（平成16年いなべ市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

第17条中「第13条」を「第12条」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とする。

附則第2条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める。

（いなべ市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第8条 いなべ市後期高齢者医療に関する条例（平成20年いなべ市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第5条」に、「第7条―第9条」を「第6条―第8条」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第3章中第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附則第2条中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

議案第 4 7 号

いなべ市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

いなべ市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定しようとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）の施行により、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）が改正され、同法の規定が事業者に加えて、国の行政機関及び地方公共団体の機関（議会を除く。）にも適用されることとなるため、その関係条例を制定改廃するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(不開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、いなべ市情報公開条例（平成15年いなべ市条例第8号）第9条第1号及び第8号に掲げる情報とする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(開示請求の手続)

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があつた日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(訂正請求の手続)

第8条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第9条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(審査会への諮問)

第10条 市の機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、いなべ市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年いなべ市条例第2号）第1条に規定するいなべ市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(いなべ市個人情報保護条例の廃止)

第2条 いなべ市個人情報保護条例（平成16年いなべ市条例第25号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前のいなべ市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第12条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であつた者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱

いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行の前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の前に旧条例第13条第1項若しくは第2項、第21条第1項若しくは第2項、第22条第1項若しくは第2項又は第23条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正、削除又は利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行の前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行の前において旧実施機関が保有していた公文書に記録されている旧個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 次に掲げる者が、前条の規定の施行の前において前2項に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前2項の罰金刑を科する。

(1) 法人の代表者

(2) 法人又は人の代理人、使用人その他の従業者

6 前3項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

7 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(いなべ市情報公開条例の一部改正)

第4条 いなべ市情報公開条例（平成15年いなべ市条例第8号）を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第19条」に、「第18条—第21条」を「第20条—第23条」に改める。

第2条第2号中「、写真」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

第2条第3号を削る。

第6条第1項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる事項のほか、規則で定める事項

第6条第3項中「公文書の公開を請求」を「公開請求」に改める。

第7条第4項中「第10条」を「第11条」に改め、同条第5項中「以外の第三者」を「、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。））」に改め、同条第6項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 実施機関は、公開決定等をする場合において、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ当該第三者の意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている公文書を公開しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第9条第2号エ若しくは同条第3号ア、イ又はウに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている公文書を第10条の規定により公開しようとするとき。

第9条第2号中「もの」の次に「若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を加え、同号ア中「規定により」の次に「又は慣行として」を加え、同号に次のように加える。

エ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

オ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第9条第3号中「当該個人の」の次に「権利、」を加え、「と認められるもの」を「おそれがあるもの」に改め、同条第6号中「があるもの」を「、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に改め、同条第7号中「争訴」の次に「、調査研究」を加える。

第21条を第23条とし、第18条から第20条までを2条ずつ繰り下げる。

第2章中第17条を第19条とし、第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

(諮問の通知)

第16条 前条の規定により諮問した実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第14条第1項中「公開の請求」を「公開請求」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項中「閲覧」を「公開」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前条の規定により、写しの交付又は規則で定める方法により公文書の公開を受けるものは、これらの作成に要する費用を負担しなければならない。この場合において、送付により公文書の公開を受ける場合にあっては、当該送付に要する費用についても、同様とする。

第13条第3項を削り、同条を第14条とする。

第12条の見出し中「公文書の公開の方法」を「公開の実施」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「前条」を「第9条」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(公益上の理由による裁量的公開)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書に前条第2号から第9号までに該当する情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

附則第3項中「次項においてこれらを「承継公文書」という。ただし、」を削る。

附則中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

(いなべ市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第5条 いなべ市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年いなべ市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 次に掲げる事項を審議するため、いなべ市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く

- (1) いなべ市情報公開条例（平成15年いなべ市条例第8号）第15条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (3) いなべ市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年いなべ市条例第 号）第45条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (4) いなべ市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年いなべ市条例第 号）第10条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について調査審議すること。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 情報公開制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること。

第2条第2号中「前号に定めるもののほか、情報公開制度及び」及び「実施機関の諮問に応じて、又は」を削り、「実施機関」を「市の機関及び市議会」に改める。

第3条第5項中「実施機関」の次に「又は市の機関若しくは市議会」を加える。

(いなべ市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第6条 いなべ市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年いなべ市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「いなべ市個人情報保護条例（平成16年いなべ市条例第25号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びいなべ市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年いなべ市条例第 号）」に改める。

(いなべ市みんなで支え合う災害対策基本条例の一部改正)

第7条 いなべ市みんなで支え合う災害対策基本条例（平成25年いなべ市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「いなべ市個人情報保護条例（平成16年いなべ市条例第25号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

(いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第8条 いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する条例（平成27年いなべ市条例第16号）の一部を次のように改める。

第2条第7号を次のように改める。

（7）市の機関 いなべ市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年いなべ市条例第 号）第2条第1項に規定する市の機関をいう。

第5条第3項中「実施機関」を「市の機関」に改める。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とする。

議案第48号

いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定しようとする。

令和4年11月29日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

いなべ市北勢福祉センターを廃止するため、いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例（平成 15 年いなべ市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表いなべ市北勢福祉センターの項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 10 条関係）

いなべ市員弁老人福祉センター使用料

単位：円／30 分

区分	昼間	夜間
	午前 9 時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
会議室 1	100	150
会議室 2	100	150
会議室 3	100	150
会議室 4	100	150
調理室	200	300
集会室	200	300

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 49 号

いなべ市文化資料保存施設条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市文化資料保存施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

いなべ市郷土資料館が移転することに伴い、いなべ市文化資料保存施設条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市文化資料保存施設条例の一部を改正する条例

いなべ市文化資料保存施設条例（平成 15 年いなべ市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表いなべ市郷土資料館の項中「いなべ市大安町平塚 525 番地」を「いなべ市藤原町上相場 838 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 50 号

いなべ市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 4 年 11 月 29 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

いなべ市下水道事業の経営改善の一環として下水道使用料を改定し、並びに消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始に伴い水道料金及び下水道使用料の端数処理の方法を改めるため、いなべ市下水道条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市下水道条例の一部を改正する条例

第1条 いなべ市下水道条例(平成15年いなべ市条例第129号)の一部を次のように改正する。

第25条の5第1項後段を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第25条の5関係)

(1使用月につき)

基本 料金	超過料金 (1立方メートルにつき)						
	1立方メートル以上11立方メートル未満	11立方メートル以上31立方メートル未満	31立方メートル以上51立方メートル未満	51立方メートル以上101立方メートル未満	101立方メートル以上251立方メートル未満	251立方メートル以上501立方メートル未満	501立方メートル以上
600円	40円	130円	150円	160円	180円	200円	220円

別表第2 (第25条の5関係)

(0.5か月使用月の場合)

基本 料金	超過料金 (1立方メートルにつき)						
	1立方メートル以上6立方メートル未満	6立方メートル以上16立方メートル未満	16立方メートル以上26立方メートル未満	26立方メートル以上51立方メートル未満	51立方メートル以上126立方メートル未満	126立方メートル以上251立方メートル未満	251立方メートル以上
300円	40円	130円	150円	160円	180円	200円	220円

第2条 いなべ市下水道条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第25条の5関係)

(1使用月につき)

基本 料金	超過料金 (1立方メートルにつき)						
	1立方メートル以上11立方メートル未満	11立方メートル以上31立方メートル未満	31立方メートル以上51立方メートル未満	51立方メートル以上101立方メートル未満	101立方メートル以上251立方メートル未満	251立方メートル以上501立方メートル未満	501立方メートル以上

	方メー ル未満	立方メー トル未満	メー ト ル 未満	メー ト ル 未満	メー ト ル 未満	立方メー トル未満	
700 円	40 円	150 円	170 円	190 円	210 円	230 円	250 円

別表第 2（第 25 条の 5 関係）

(0.5 か月使用月の場合)

基本 料金	超過料金（1 立方メートルにつき）						
	1 立方メ ートル以 上 6 立方 メートル 未満	6 立方メ ートル以 上 16 立 方メー トル未満	16 立方メ ートル以 上 26 立 方メー トル未満	26 立方メ ートル以 上 51 立 方メー トル未満	51 立方メ ートル以 上 126 立 方メー トル未満	126 立方 メートル 以上 251 立方メー トル未満	251 立方 メートル 以上
350 円	40 円	150 円	170 円	190 円	210 円	230 円	250 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 第 1 条中別表第 1 及び別表第 2 の改正規定 令和 6 年 4 月 1 日

(2) 第 2 条の規定 令和 7 年 4 月 1 日

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後のいなべ市下水道条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は令和 6 年 4 月 1 日以後の定例日（いなべ市給水条例(平成 15 年いなべ市条例第 137 号)第 27 条第 1 項に規定する定例日をいう。以下この項において同じ。）の属する月分の料金の算定について適用し、第 2 条の規定による改正後のいなべ市下水道条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は令和 7 年 4 月 1 日以後の定例日の属する月分の料金の算定について適用する。

（いなべ市給水条例の一部改正）

- 3 いなべ市給水条例(平成 15 年いなべ市条例第 137 号)の一部を次のように改正する。

第 26 条第 6 項中「(その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を削る。

議案第 5 1 号

いなべ市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、いなべ市道路を次のとおり認定しようとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

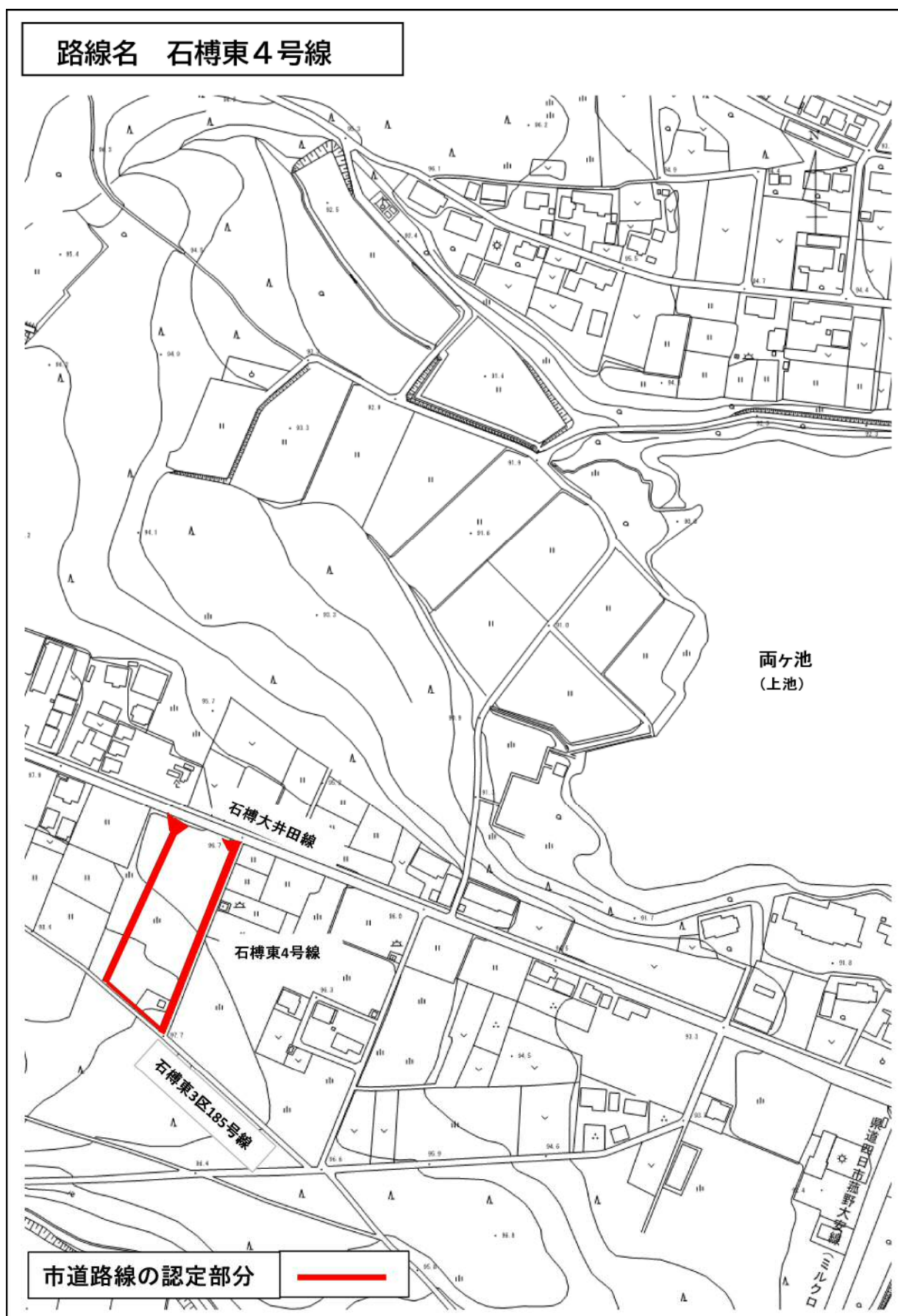
宅地開発によって新設された道路及び河川管理道路を一般交通に供する市道として認定するについては、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

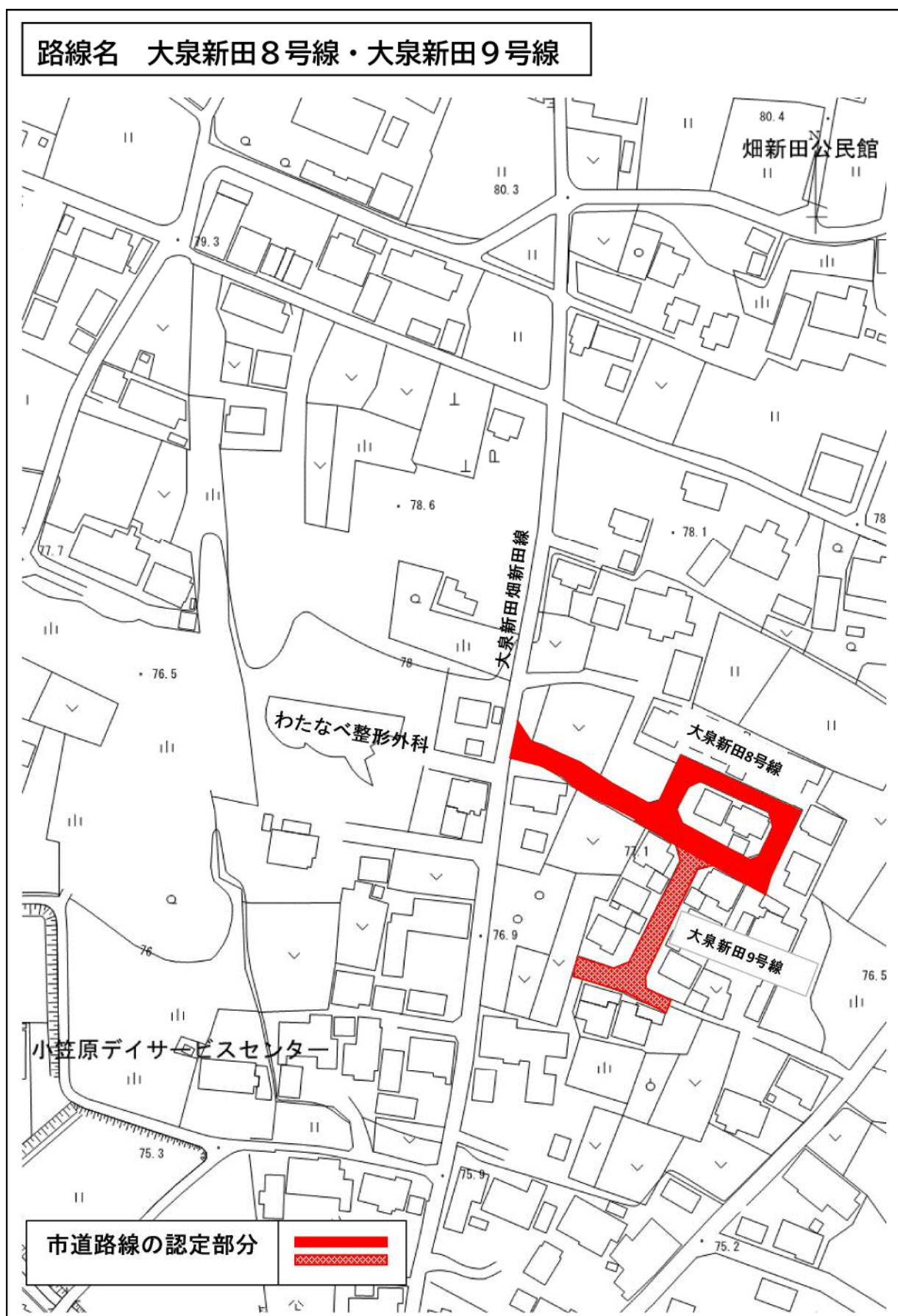
認定しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
石樽東 4 号線	大安町石樽東地内	大安町石樽東地内	
大泉新田 8 号線	員弁町大泉新田地内	員弁町大泉新田地内	
大泉新田 9 号線	員弁町大泉新田地内	員弁町大泉新田地内	
上笠田 1 4 号線	員弁町上笠田地内	員弁町上笠田地内	

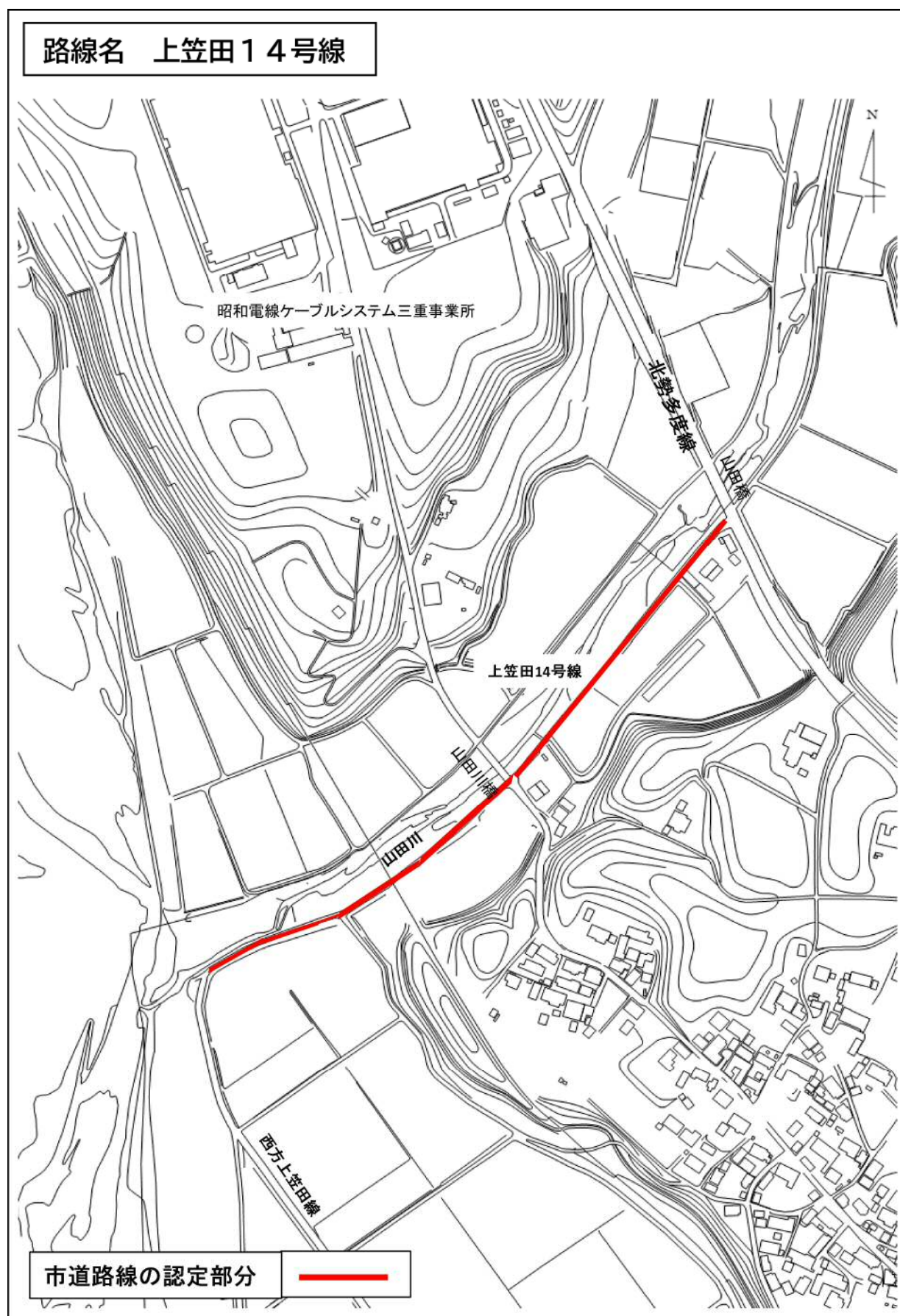
位置図



位置図



位置図



議案第 52 号

いなべ市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、いなべ市道路を次のとおり変更しようとする。

令和 4 年 11 月 29 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

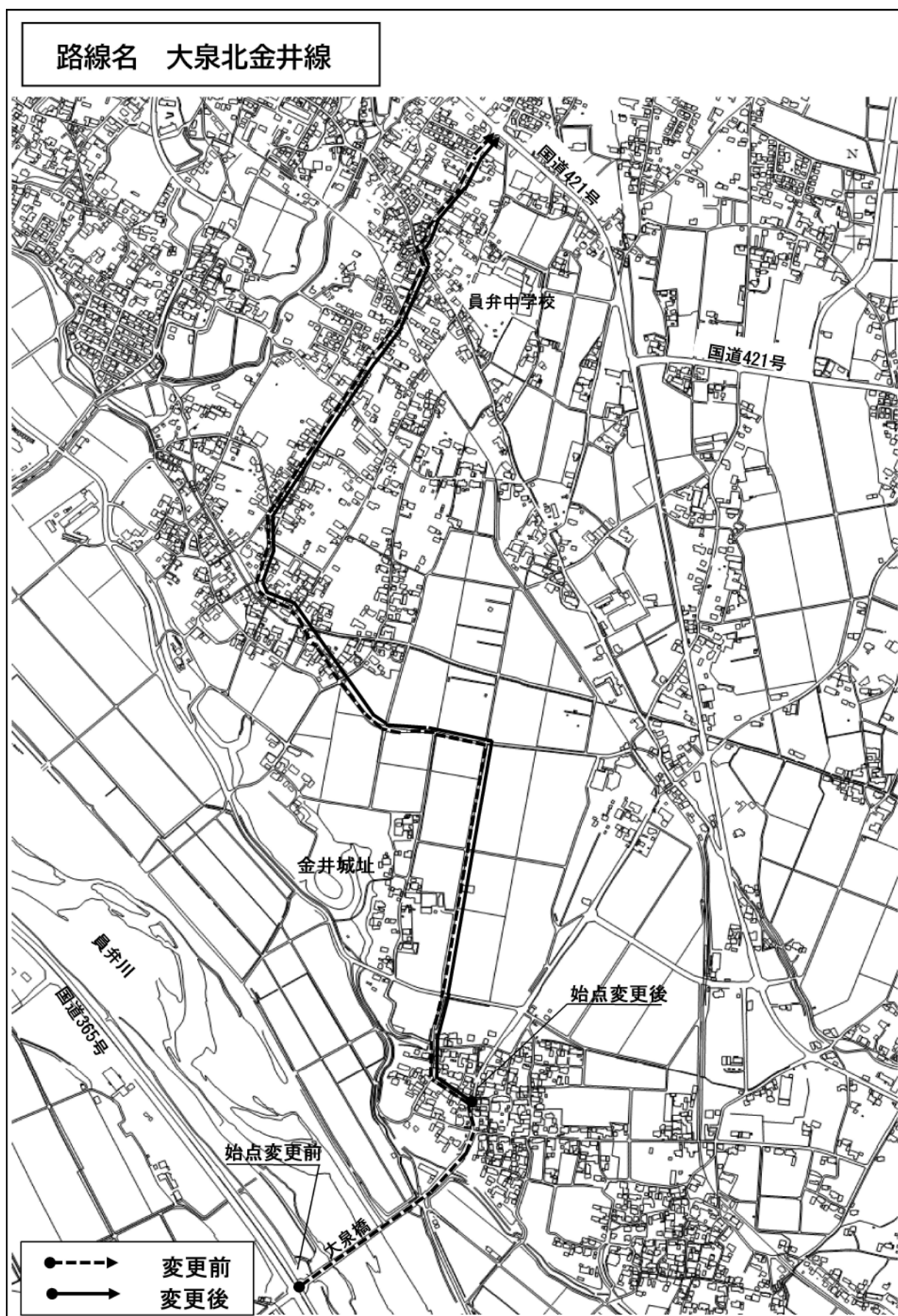
市道路線の起点又は終点を変更することについては、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

変更しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
大泉北金井線	員弁町西方地内	員弁町北金井地内	
石樽東３区９１号線	大安町石樽東地内	大安町平塚地内	
石樽東３区１０３号線	大安町平塚地内	大安町平塚地内	

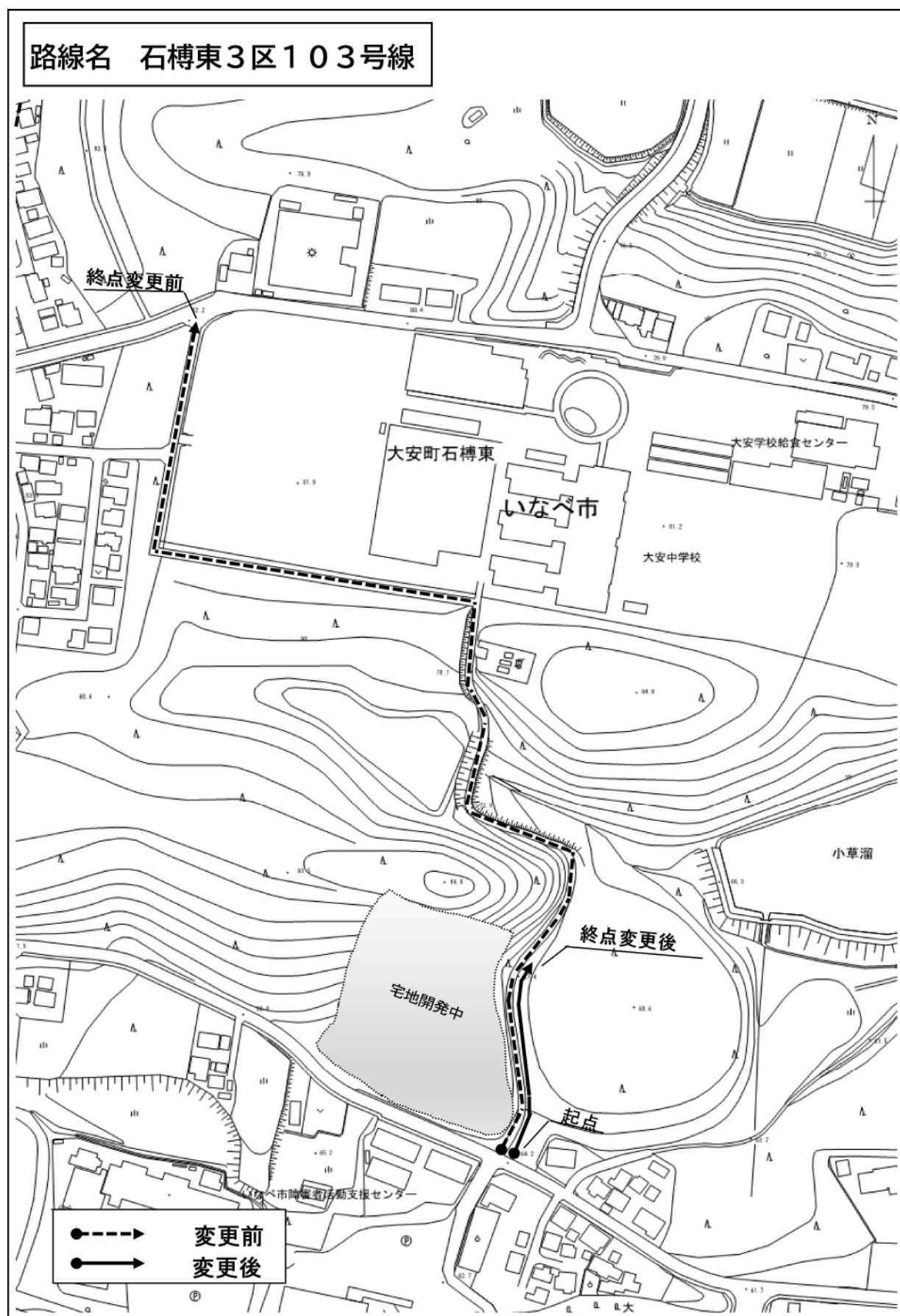
位置図



位置図



位置図



議案第 53 号

いなべ市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、いなべ市道路を次のとおり廃止しようとする。

令和 4 年 11 月 29 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

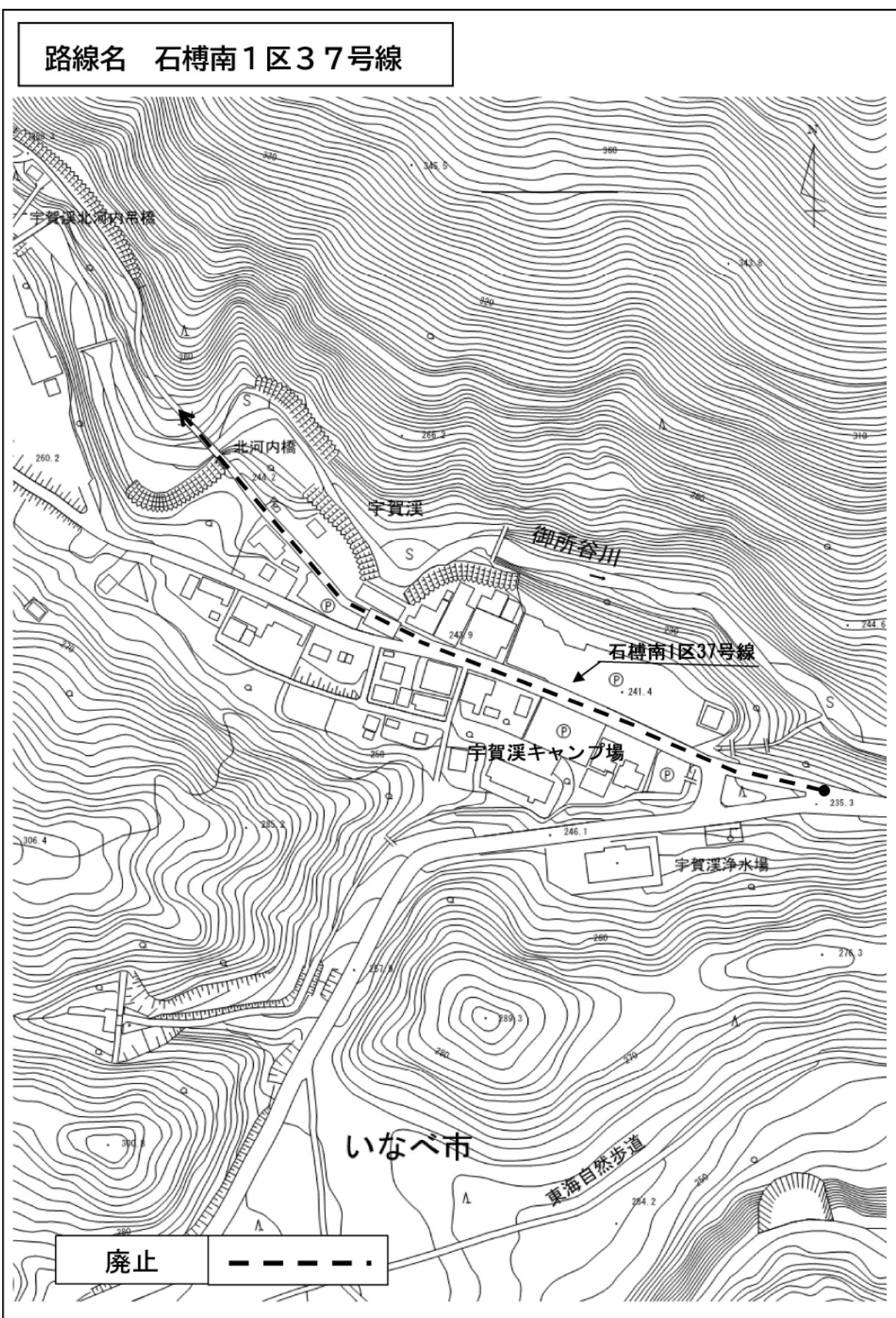
一般交通の用に供する必要がなくなった道路を廃止するについては、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

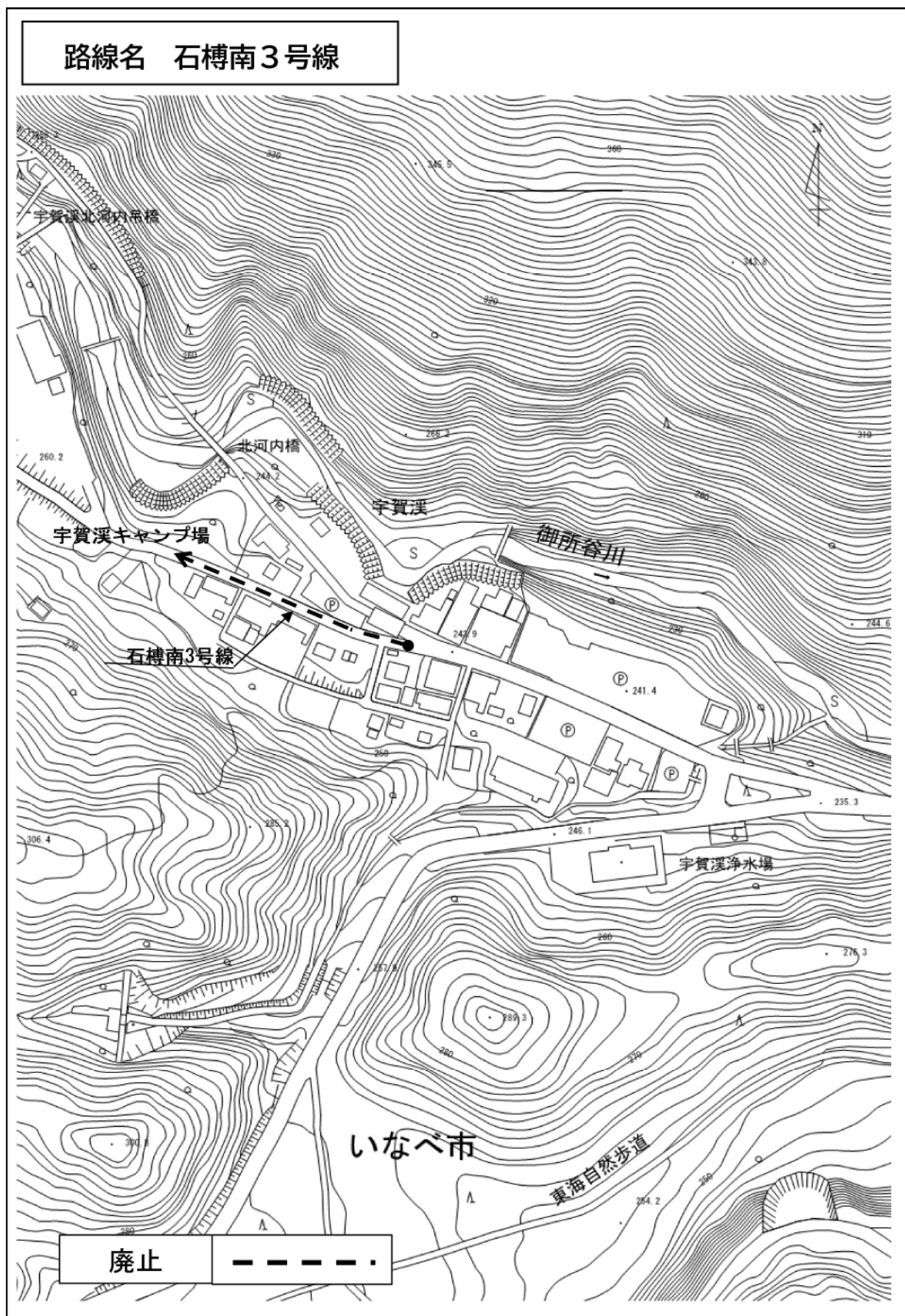
廃止しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
石樽南 1 区 3 7 号線	大安町石樽南地内	大安町石樽南地内	
石樽南 3 号線	大安町石樽南地内	大安町石樽南地内	
大泉 1 号線	員弁町大泉地内	員弁町大泉地内	
十第 3 号線	北勢町京ヶ野新田地内	北勢町京ヶ野新田地内	
南金井 4 区 2 4 号線	大安町南金井地内	大安町南金井地内	
南金井 4 区 2 5 号線	大安町南金井地内	大安町南金井地内	

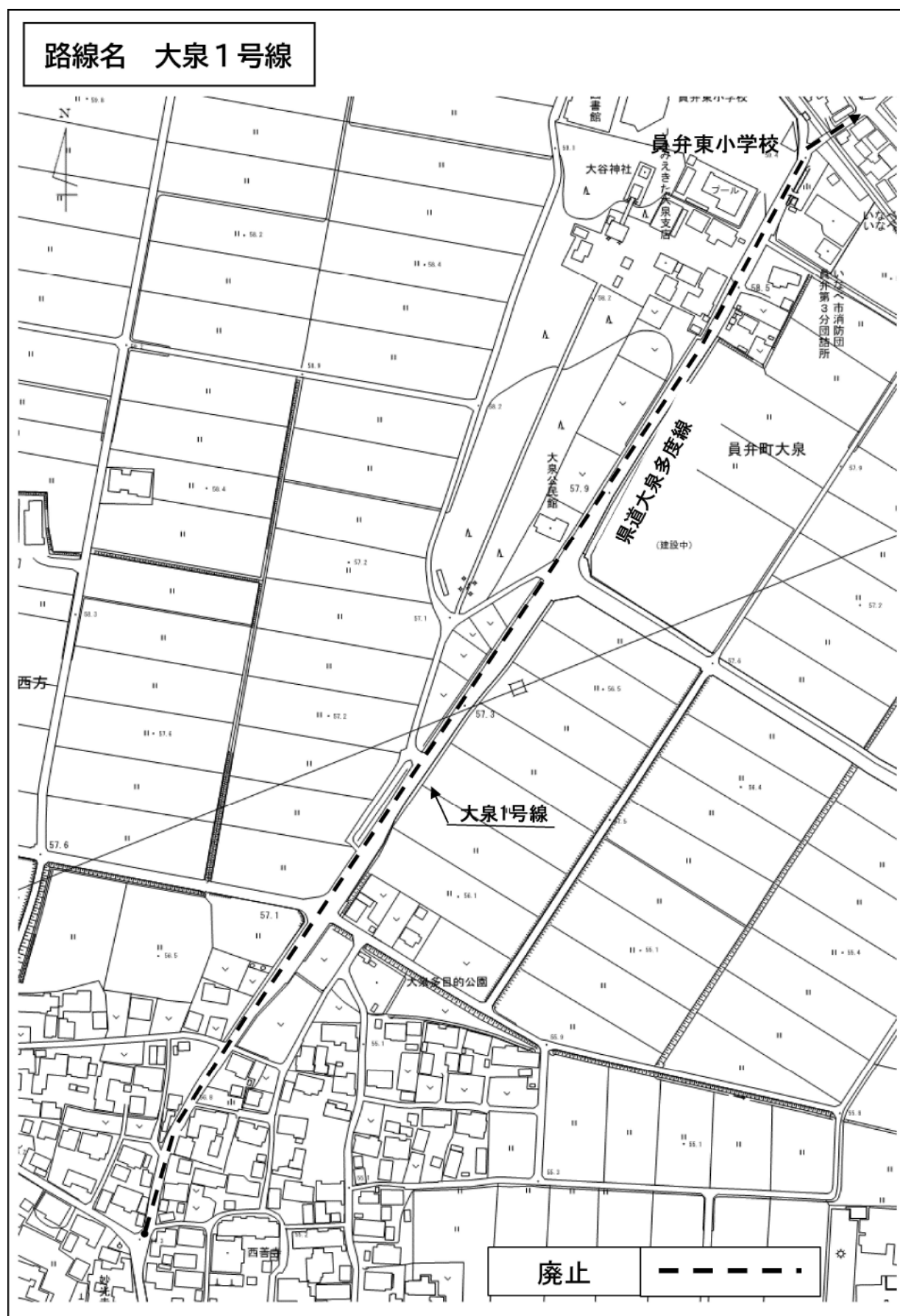
位置図



位置図



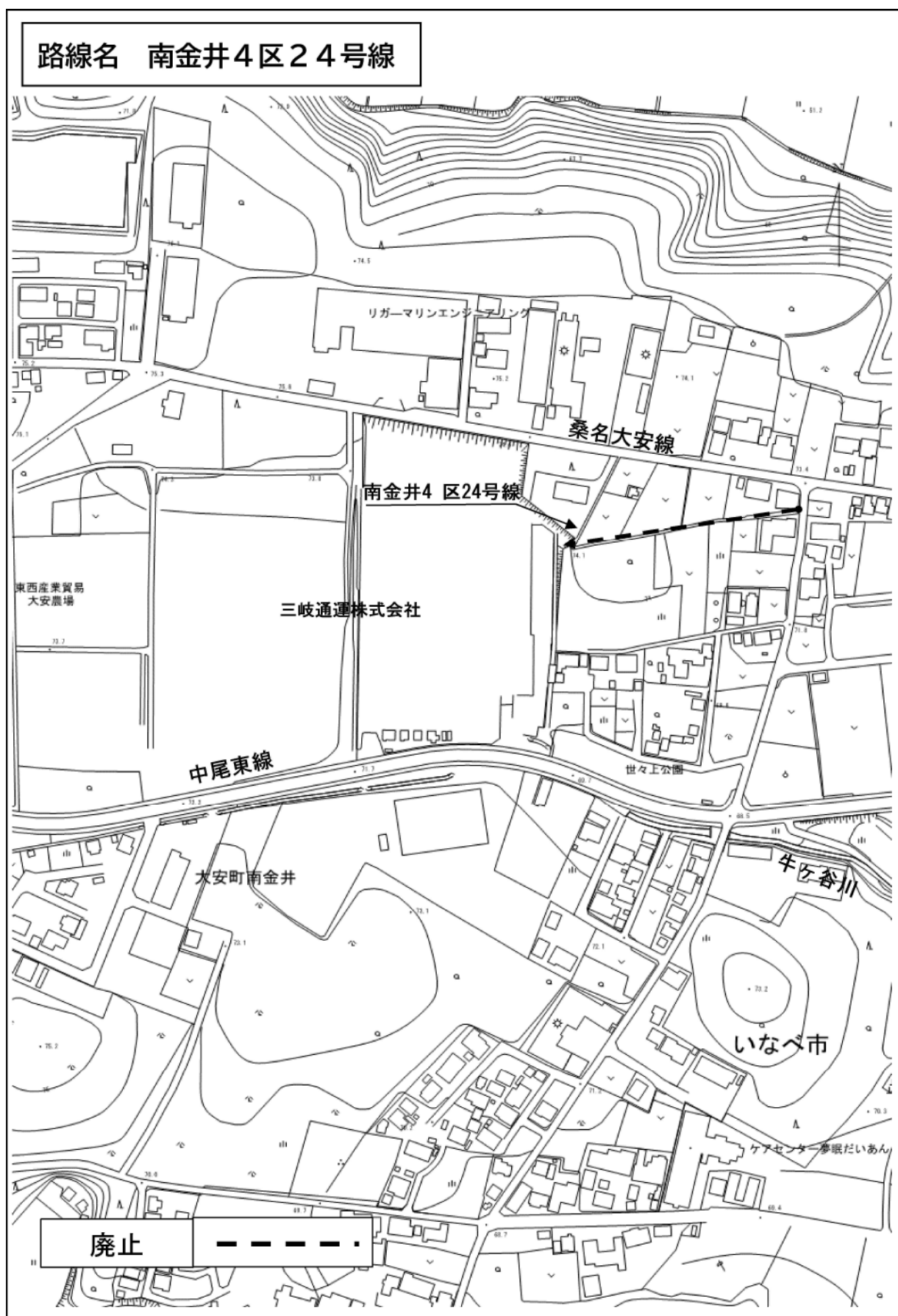
位置図



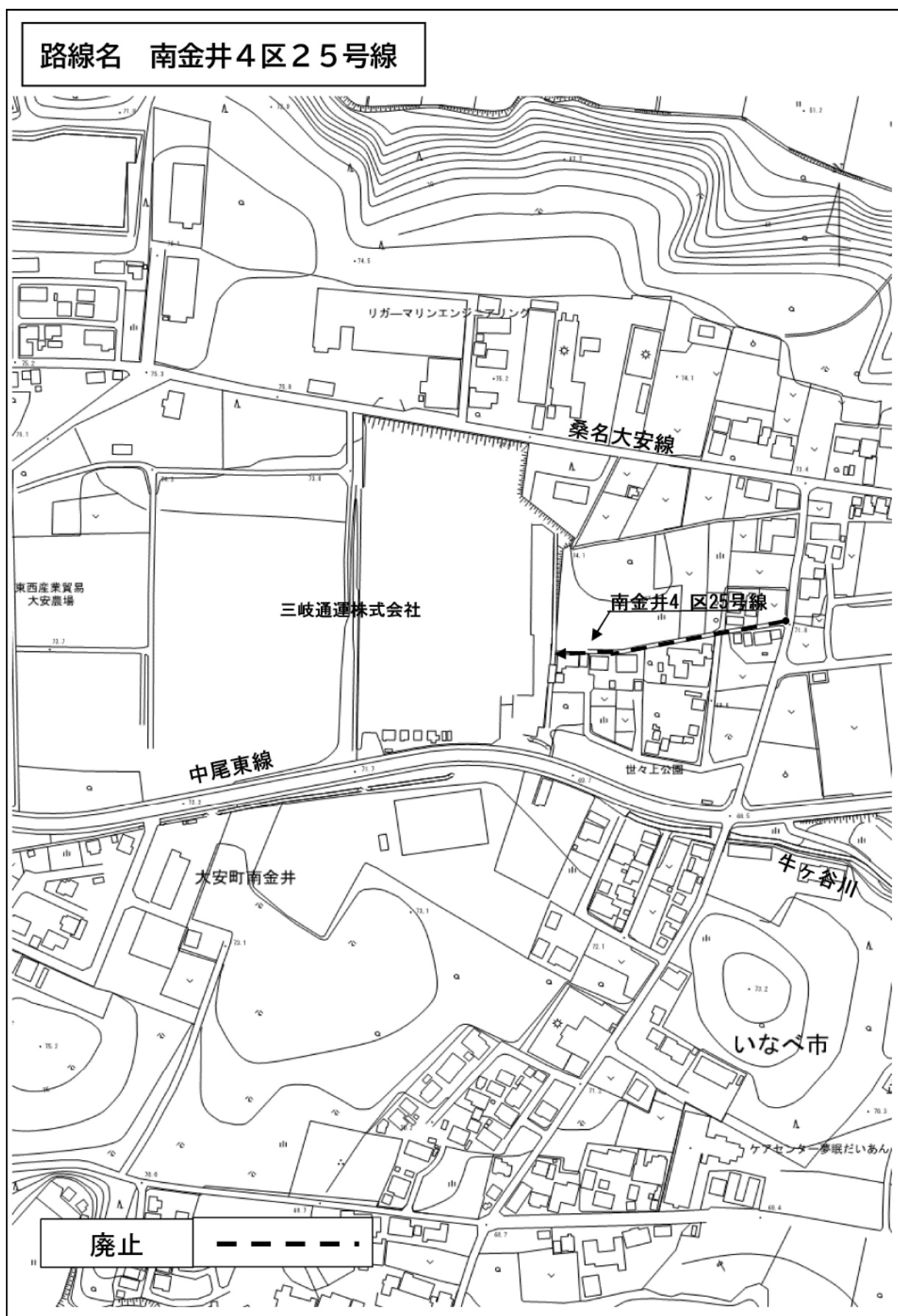
位置図



位置図



位置図



議案第 5 4 号

三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 2 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数が減少すること及び三重県市町公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約を別紙のように定めることに関する関係地方公共団体との協議について、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

令和 5 年 3 月 3 1 日をもって宮川福祉施設組合が解散し三重県市町公平委員会から脱退することにより、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数が減少すること及び三重県市町公平委員会共同設置規約を変更することに関する関係地方公共団体との協議については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県市町公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

三重県市町公平委員会共同設置規約（平成 18 年 4 月 1 日制定）の一部を次のように変更する。

別表中 「わたらい老人福祉施設組合
宮川福祉施設組合」 を「わたらい老人福祉施設組合」に改める。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 55 号

三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から三重県市町総合事務組合理約（昭和 62 年三重県指令地第 885 号）の一部を変更する規約を別紙のように定めることに関する関係地方公共団体との協議について、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 29 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

令和 5 年 4 月 1 日から三重県市町総合事務組合理約（昭和 62 年三重県指令地第 885 号）第 3 条第 1 項第 4 号に定める事務を共同処理する市町に伊勢市及び松阪市を加えるため、同規約の一部を変更することに関する関係団体との協議については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

三重県市町総合事務組合同規約（昭和 62 年三重県指令地第 885 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 第 3 条第 1 項第 4 号に定める事務の項中「四日市市」の次に「、伊勢市、松阪市」を加える。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 6 号

令和 4 年度いなべ市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 4 年度いなべ市一般会計補正予算（第 8 号）を別案のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 57 号

令和 4 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別案のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 29 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 58 号

令和 4 年度いなべ市水道事業会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度いなべ市水道事業会計補正予算（第 2 号）を別案のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 29 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 59 号

令和 4 年度いなべ市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度いなべ市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別案のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 29 日提出

いなべ市長 日 沖 靖